

京情個審答申第45号  
令和7年6月27日

京都府公立大学法人  
理事長 金 田 章 裕 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山本克己

個人情報開示決定及び個人情報不開示決定（不存在等）に  
係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年12月23日付け4京法第104号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った個人情報不開示決定（不存在等）のうち、本件開示請求情報②及び③に係る部分はこれを取り消し、開示請求の対象となる個人情報を特定し、開示又は不開示の決定を行うべきである。

その余の判断は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年12月1日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、処分庁である京都府公立大学法人理事長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで開設された〇講座（以下、「寄付講座」という。）に関する以下の文書ないしデータ(1)寄付講座会計報告書（〇年〇月から〇年〇月までの会計全て）（以下「本件開示請求情報①」という。）(2)〇医師の寄付講座在任中の人件費の経理課における試算額とその根拠となる資料（この答申において「本件開示請求情報②」という。）(3)寄付講座在任期間中の〇医師の給与明細（この答申において「本件開示請求情報③」という。）(4)寄付講座に関する人件費の支払額とその財源に関する明細（〇医師の人件費不足分の財源に充てられた寄付団体名、財源の趣旨が記載された資料を含む）（以下「本件開示請求情報④」という。）」を内容とする個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件開示請求に対し、令和3年12月16日、「特定した個人情報を開示するための事務処理に相当の期間を要することにより、決定期限内に開示決定等を行うことが困難なため」として、条例第15条第3項の規定により開示決定等を行う期間を令和4年1月31日まで延長した。
- 3 令和4年1月31日、処分庁は、本件開示請求のうち、本件開示請求情報①については個人情報開示決定（以下「本件開示決定処分」という。）を行い、個人情報開示決定通知書を、本件開示請求情報②、③及び④については存在しないとして、個人情報不開示決定（不存在等）（以下「本件不開示決定処分」という。）を行い、個人情報不開示決定通知書（不存在等）を、同日、審査請求人に送付した。
- 4 令和4年3月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件開示決定処分及び本件不開示決定処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和4年3月31日付けで受付された。
- 5 令和4年12月23日、諮問庁である京都府公立大学法人理事長（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示決定処分及び本件不開示決定処分の取消しを求める

るというものである。

#### 第4 質問庁の説明の要旨

処分庁が、弁明書及び再弁明書並びに質問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件開示決定処分の対象となる文書の範囲について

(1) 処分庁が保有する公文書のうち、本件開示請求情報①が記録された公文書は本件開示決定処分を行った文書のみである。そして、当該公文書については審査請求人の個人情報に該当しない部分を除き、全て開示しており、審査請求人が主張するような株式会社○からの寄付金に係る記載はない。

(2) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件開示決定処分は妥当である。

##### 2 本件不開示決定処分のうち、本件開示請求情報②及び③に係る部分について

(1) 本件開示請求情報②及び③は、条例第11条第5項第1号に規定する「職員であつたものに係る人事、給与又は福利厚生に関する個人情報」に該当し、条例第12条により個人情報開示請求の対象外となる。

(2) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件不開示決定処分は妥当である。

##### 3 本件不開示決定処分のうち、本件開示請求情報④に係る部分について

(1) 審査請求人は、本件開示請求情報④を記録した公文書が存在する旨、主張しているが、そのような公文書は電子メール等を含めて存在しない。

(2) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件不開示決定処分は妥当である。

#### 第5 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件開示決定処分の対象となる文書の範囲について

(1) 本件開示決定処分により開示された会計報告書には、審査請求人の人件費補填に充てたと○から説明されていた株式会社○からの寄付金500万円に関する記載がなく、また、○社の寄付金のみでは不足とされた審査請求人の人件費を補填した経費の記載もなく、その内容は極めて不自然なものである。

このため、本会計報告書は、本件開示請求情報①の全てではない。

(2) 処分庁は、本件開示決定処分により開示した文書には株式会社○からの寄付金に係る記載はない旨、主張しているが、企業から寄付金を受け、寄付講座教員の人件

費に充てているのであれば、株式会社〇からの寄付金を寄付講座会計報告書から除外する理由はない。

## 2 本件不開示決定処分のうち、本件開示請求情報②及び③に係る部分について

- (1) 本件開示請求情報②及び③については、「職員又は職員であった者に係る人事、給与又は福利厚生に関する個人情報取扱事務その他それに準じるもの」として、開示請求することができる個人情報に当たらないとして本件不開示決定処分が行われたが、本件開示請求は、その一部にそうした性質を有してはいるものの、企業等の寄付を得て運営されていた寄付講座の支出に関する情報としての性質を併せ持つ情報であり、条例第11条第5項第1号及び第12条に該当しない。
- (2) 審査請求人は、寄付講座である〇講座が外部資金を獲得してなされた講座であることから、講座主任研究者として寄付金の使途、人件費に係る明細、寄付講座の運営不正や金銭不正がなかったことを明らかにするため、本件開示請求を行っているものであり、福利厚生以外の情報まで全てを不開示とした本件不開示決定処分は、条例を拡大解釈した違法な処分である。
- (3) 本件開示請求情報②は、人物の勤務評定あるいはそれに類する文書であり、給与にも福利厚生にも該当しない個人情報である。
- (4) 条例第11条は、個人情報取扱事務登録簿への記載に関して、実施機関の職員の給与又は福利厚生に関する取扱事務については適用しないと定めているにすぎず、条例第2条に規定する「個人情報」の範囲から給与、人件費の明細を除外するものではない。  
条例第11条を理由に個人の人事費、給与の一切の情報を実施機関が開示できないのであれば、労働基準法に定める給与明細書発行義務と矛盾する。

## 3 本件不開示決定処分のうち、本件開示請求情報④に係る部分について

- (1) 審査請求人の人件費の財源は、寄付講座「〇講座」への寄付金であり、大学のコンプライアンス上、寄付講座に係る寄付を行った団体名やその趣意を記載するのは当然であり、本件開示請求情報④が記載された文書は存在する。  
また、審査請求人の人件費は、何らかの財源から支払われているはずであり、処分庁には、請求者個人名とその支払財源に係る情報が保存されているはずである。
- (2) 寄付を受けた研究機関が、人件費、研究環境整備その他資材等をどのような使用用途で研究を遂行したかを明確にすることは、大学のコンプライアンス上、重要なことであり、研究者としての職務でもある。

## 第6 審議会の判断理由

### 1 本件開示決定処分の対象となる文書の範囲について

- (1) 審査請求人は、処分庁が特定した文書は、本件開示請求情報①の全てではない旨を主張していることから、本件開示請求に係る文書の特定の適否について検討し、判断することとする。

(2) 条例第1条が条例の目的として規定する個人の権利利益の保護を具体化した規定が条例第12条であり、これは、「公文書に記録されている自己の個人情報」について、開示を請求することを権利として認めることを定めたものである。

しかしながら、開示請求をした本人の氏名の記載があれば、その公文書が全て、条例第12条による開示請求の対象になるということを意味するものではない。

(3) 本件開示請求情報①の表記に例示される種類の文書は、寄付講座の会計に係る予算の差引を記載した文書である。

このような本件開示請求情報①の表記に例示される種類の文書の趣旨や作成目的、性質、記載された内容等に照らすと、自己の個人情報が記録された文書として個人情報開示請求の対象文書になるということはできない。

(4) したがって、本件開示請求の対象となる文書は、不存在と考えるのが相当である。

## 2 本件不開示決定処分のうち、本件開示請求情報②及び③に係る部分について

(1) 本件開示請求において、処分庁は、審査請求人が開示を求める個人情報は条例第11条第5項第1号に掲げる事務に関するものであることから、条例第12条により開示請求ができる個人情報に該当しないとして本件不開示決定処分を行っている。

そこで、まず、本件開示請求情報②及び③に記録された情報が条例第11条第5項第1号に掲げる事務に関するものに該当するか否かについて、検討し、判断することとする。

(2) 当審議会において、本件開示請求情報②及び③に係る本件個人情報が記録されているとして処分庁が当審議会に提出した2種類の公文書を閲読した。その結果、本件公文書は、「給与額の算定に当たって必要な情報をとりまとめ、これに基づいて積算した文書」及びいわゆる「給与明細」に係る文書であることが認められた。

(3)ア ここで、条例第11条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、その所在や内容を明らかにして、府民等が自己情報の開示請求を行う際の検索に利用するなど、自己の情報及び関連する事務に容易に接することができるよう個人情報の種類等を登録し、その登録簿を閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

イ その上で、同条第5項は、個人情報取扱事務の登録の例外を規定している。

すなわち、実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報を取り扱うこととなる事務が個人情報取扱事務の登録の例外である旨を定める同項第1号は、大学法人の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての実施機関と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者である職員にはよく知られていることから、個人情報取扱事務に係る登録の例外とするものである。

ウ 具体的には、職員の異動や給与、災害補償に関する個人情報、福利厚生の一環として取り扱われる職員の被扶養者又は遺族に関する個人情報や職員の職務遂行に関する個人情報を取り扱う事務等が同号に規定する事務に該当する。

- (4) そして、何人に対しても公文書に記録されている自己の個人情報を開示請求できることを定める条例第12条において、「個人情報（前条第5項第1号に規定する事務に係る個人情報を除く。（以下略））」と規定しているのは、(3)のウで示した事務については(3)のイで述べたとおり、使用者と被用者の関係に基づく内部的な情報については、何人をも対象とする個人情報開示請求によらずとも、当該個人情報の本人であればその開示を受けることができる仕組みがあること等から、これを除外する趣旨である。
- (5) ところで、当審議会に提出された本件公文書は、(2)で述べたとおり、「給与額の算定に当たって必要な情報をとりまとめ、これに基づいて積算した文書」及びいわゆる「給与明細」に係る文書である。
- (6) いわゆる「給与明細」に係る文書について、諮問庁の職員から、職員の在職中・退職後の別を問わず、大学法人のシステムの設定上、再発行を行っていない旨、当審議会に対して申述があった。
- また、給与の積算に係る文書について、当審議会において閲読した結果、必ずしも当該職員が知っているとは限らない情報が含まれていることが確認されたため、本件公文書に記載された個人情報の全てが(3)のウで示した事務、すなわち条例第11条第5項第1号に掲げる事務に関する個人情報であるとは認められなかった。
- (7) したがって、本件個人情報の全てが同号に規定する事務に係るものであって、条例第12条の規定により開示請求をすることができる個人情報に当たらないとして処分庁が行った本件不開示決定処分は、妥当ではない。

### 3 本件不開示決定処分のうち、本件開示請求情報④に係る部分について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求情報④に例示される文書が存在する旨を主張していることから、この点について検討し、判断することとする。
- (2) 1の(2)で述べたとおり、開示請求をした本人の氏名の記載があれば、その公文書が全て、条例第12条による開示請求の対象になるということを意味するものではない。
- (3) 当審議会において、審査請求人が本件個人情報が記録されていると主張する公文書を、処分庁が当審議会に提出したので、これを閲読した。
- その結果、本件公文書は、大学法人に対する寄付のうち、特定個人の入件費に充当されることとなったものに係る寄付の申込に関する文書及び入件費への振替に関する文書であり、請求者本人の個人情報が記載されたものとは認められなかった。
- (4) したがって、開示請求の対象となる文書は、不存在と考えるのが相当である。

### 4 結論

以上の理由から、「第1審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 12 月 23 日	諮詢書の受理
令和 5 年 3 月 8 日	第 1 回審議会
令和 5 年 9 月 28 日	第 2 回審議会
令和 6 年 4 月 16 日	第 3 回審議会
令和 6 年 7 月 9 日	第 4 回審議会
令和 6 年 9 月 3 日	第 5 回審議会
令和 6 年 12 月 12 日	第 6 回審議会
令和 7 年 1 月 17 日	第 7 回審議会
令和 7 年 3 月 12 日	第 8 回審議会
令和 7 年 6 月 27 日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第 1 部会

委 員 (部会長) 山 本 克 己  
委 員 奥 野 美奈子  
委 員 原 田 大 樹  
委 員 宮 本 恵 伸  
委 員 山 舳 恵 子